

## 利用者の管理及び説明に関する規則

(2018年7月30日 制定)

(2018年10月23日 一部改正)

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本規則は、会員が利用者と仮想通貨の売買等その他利用者保護を図る必要のある仮想通貨関連取引を行うにあたり、利用者の管理及び利用者への説明等の業務に関し遵守すべき事項を定めることを目的とする。

#### (取引開始基準)

第2条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するための基準を定め、当該基準に照らして利用者との取引の開始の可否を判断しなければならない。

2 前項に定める取引開始基準は、顧客の投資経験、顧客からの預り資産その他会員において必要と認める事項について定めなければならない。

3 前二項にかかわらず、会員は、特段の事情がない限り、未成年者を対象として証拠金取引を行ってはならない。

4 会員は、法定代理人の許可なく、未成年者である利用者との間で、仮想通貨関連取引を行ってはならない。

5 会員は、取引を判断する能力に欠けると認められる利用者との間で、仮想通貨関連取引を行ってはならない。ただし、成年後見人など当該利用者の行為を代理する者の指示等に従い取引を行う場合を除く。

6 会員は、高齢者との間で仮想通貨関連取引を行う場合には、当該高齢者の取引に対する理解及び知識、判断力その他取引を適切に行うために確認を要する事項を確認の上、高齢者の能力に応じた取引を提供しなければならない。

#### (取引限度額等)

第3条 会員は、仮想通貨関連取引を行うにあたり、利用者が取引によって生じた損失により生活の維持が困難な状態に陥るおそれのないように、あらかじめ利用者との取引限度額又は保有限度額を定め、当該利用者による取引の適正な管理に努めなければならない。(資金の事前預託)

第4条 会員は、第6条第1項に基づいて取引口座を開設し、継続的に又は反復して行う取引については、利用者と仮想通貨関連取引を開始するのに先立ち、決済に要する金銭若しくは仮想通貨又は証拠金取引に関し必要となる証拠金の預託を受けなければならない。

#### (取引時確認等)

第5条 会員は、協会が別に定める「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」に従い、利用者の取引時確認その他マネー・ローンダリング及びテロ資金提供防止対策に係る業務を適正に行わなければならない。

2 会員は、協会が別に定める「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」に従い、反社会的勢力との取引を排除しなければならない。

- 3 会員は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針その他関係法令等に従い、利用者から取得した個人情報を適切に管理しなければならない。

## 第 2 章 口座開設手続き等

（利用者口座の開設）

第 6 条 会員は、利用者と継続的に又は反復して仮想通貨関連取引を行う場合には、当該取引を行う利用者ごとに取引に係る基本契約を締結し、取引口座を開設しなければならない。

- 2 前項の口座は、原則として 1 利用者につき 1 口座とする。

（利用者情報の整備等）

第 7 条 会員は、前条第 1 項に規定する取引口座に対し、利用者について、次の各号に掲げる区分に従い、以下各号に定める事項を利用者情報として取得し、保管しなければならない。

(1) 自然人の場合

- イ 氏名
- ロ 住所及び連絡先
- ハ 生年月日
- ニ 職業
- ホ 取引目的
- ヘ 金融資産の状況
- ト 仮想通貨関連取引その他類似する取引の経験
- チ 利用者となった動機又は経緯
- リ その他会員が必要と認める事項

(2) 自然人以外の場合

- イ 名称
- ロ 所在地及び連絡先
- ハ 設立年月日
- ニ 事業の内容
- ホ 取引目的
- ヘ 資産・負債の状況
- ト 利用者となった動機又は経緯
- チ その他会員が必要と認める事項

- 2 会員は、利用者口座を設けて取引を行う利用者以外の利用者と仮想通貨関連取引を行う場合には、前項の会員が別途定める事項を利用者情報として記録し、これを保管しなければならない。
- 3 会員は、利用者情報の更新に努めなければならない。
- 4 会員は、前三項により知り得た秘密を他に洩らしてはならない。
- 5 利用者情報の保管期間は、利用者との取引が終了した後、10 年間とする。

### 第3章 書面の交付等

#### (契約締結前書面の交付)

第8条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するに先立ち、府令第17条第1項各号の事項を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、会員は、取引に係る基本契約を締結する場合には、同契約の締結に先立ち、府令第17条第2項各号の事項を記載した書面を利用者に交付しなければならない。ただし、1年以内に同種の内容の取引に係る契約締結前交付書面を交付している場合には、この限りではない。

3 会員は、前二項の書面（以下「契約締結前書面」という。）の内容を変更（ただし、軽微な変更を除く。）した場合には、その都度、変更後の内容を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

#### (契約書の交付)

第9条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を行うにあたっては、あらかじめ契約を締結の上、利用者に対して、当該取引に係る契約書（取引約款を含む。）を交付しなければならない。

#### (説明書の交付)

第10条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するに先立ち、第19条から第22条までに掲げる説明事項その他利用者が取引を十分に理解し、合理的に判断するために必要となる情報を取りまとめた説明書を、契約締結前書面とともに利用者に交付しなければならない。

#### (受領書の交付)

第11条 会員は、仮想通貨関連取引に関し、利用者から金銭又は仮想通貨を受領したときは、当該金銭等の受領を確認した日の翌営業日までに、利用者に対して、府令第17条第3項各号の事項を記した書面を交付しなければならない。

2 会員は、利用者から、交付を受けた金銭又は仮想通貨の受領の確認を求められた場合には、速やかに当該受領の有無を確認し、当該結果を利用者に対して書面により通知しなければならない。

#### (出金等の通知)

第12条 会員は、利用者からの指示又は仮想通貨関連取引に係る契約に従い、利用者が会員に預託した金銭を出金し、又は仮想通貨を払い出し若しくは第三者に送付（以下、本条において「出金等」という。）したときには、当該出金等の開始後、速やかに、利用者に対して当該出金等を行った日時及びその金額又は数量並びに送金を行った第三者に関する情報を書面により通知しなければならない。

#### (約定の通知)

第13条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引が成立した場合には、利用者に対して、速やかにその結果を書面により通知しなければならない。

2 会員は、成立した仮想通貨関連取引の取引日、取引金額、決済方法、約定レート、取引種別（自己、媒介、代理、取次の別）その他開示が必要な取引内容を、

利用者に対して書面により通知しなければならない。ただし、取引内容等に照らして取引種別が明らかな場合、利用者に対して取引種別を通知することは要しない。

(不足額等の通知)

第 14 条 会員は、利用者から預託された金銭又は仮想通貨が、当該利用者との間で成立した仮想通貨関連取引の決済に必要とする額に不足する事態が生じた場合には、不足する額又は数量及びその預託期限を、速やかに利用者に対して書面により通知しなければならない。

2 会員は、「証拠金取引に関する規則」第 6 条に基づき、利用者が追加証拠金（同条第 2 項に定める意味をいう。以下同じ。）を預託する必要があるが生じた場合には、利用者に対し、当該追加証拠金を預託する必要がある旨及びその預託額並びに預託期限を、書面により速やかに通知しなければならない。

(取消し等の通知)

第 15 条 会員は、前条に基づき利用者へ通知した預託期限までに利用者からの不足額又は追加証拠金の預託が無く、利用者との間で成立した仮想通貨関連取引の取消し又は利用者の保有する建玉を清算する場合には、利用者に対して、当該取消し又は清算の結果を書面により利用者へ通知しなければならない。

(取引報告書の交付)

第 16 条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引に係る基本契約を締結した場合には、3 月を超えない期間ごとに、利用者に対して、府令第 17 条第 4 項各号の事項を記した取引報告書を交付しなければならない。

2 会員は、あらかじめ取引報告書を交付する時期を定めなければならない。

(年間報告書の交付)

第 17 条 会員は、利用者に対して、年間の取引状況及び実現損益並びに年末日時点の預託資産の評価額及び評価損益の状況その他利用者の納税支援に資する情報（会員の知り得る情報に限る。）を記載した年間報告書を交付するよう努めなければならない。

(交付方法)

第 18 条 会員は、本章に定める書面による交付又は通知を行う場合には、当該書面による交付又は連絡を行った記録の保管に努めなければならない。

2 会員は、本章に定める書面による交付又は通知を行う方法に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により交付又は縦覧に供することができる。

3 会員は、利用者口座を設けて行う取引以外の取引を利用者と直接対面して行う場合には、第 8 条に規定する契約締結前書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき情報を対面時に利用者が確認することができる状態で備え置くことができる。

## 第 4 章 説明事項

(取引内容の説明)

第 19 条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するにあたって、次の各号に

掲げる区分に従い、次に掲げる事項を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。

(1) 取引の態様

法第2条第7項各号の行為（①仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換、②①の行為の媒介、取次ぎ又は代理、③①又は②の行為に関する利用者の金銭又は仮想通貨の管理）のいずれかに該当する行為については、その旨。いずれにも該当しない行為については具体的内容。

(2) 取引方式

イ 競争売買取引

- a 競争売買取引である旨
- b 会員による利用者との間の取引（会員が取次先をして行わせる取引を含む。）の実施の有無及び実施する場合にはその理由、利用者との利益相反の防止策
- c その他競争売買取引の内容に関し参考となると認められる事項（取引の約定の仕組みを含むがこれに限られない。）

ロ マーケットメイク方式

- a マーケットメイク方式取引である旨
- b マーケットメイカーの名称、所在地、主たる事業
- c 価格表示又は約定におけるマーケットメイカーの優先順位
- d 会員がマーケットメイカーになることの有無及びなる場合にはその理由、利用者との利益相反の防止策
- d その他マーケットメイク方式取引の内容に関し参考となると認められる事項（約定の仕組みを含むがこれに限られない。）

ハ 店頭取引

- a 店頭取引である旨
  - b 公正な取引価格を提示・約定するための方針及び仕組み
  - c カバー取引の実施方針
  - d 主要なカバー取引先に関する情報
  - e その他店頭取引の内容に関し参考となると認められる事項
- ニ 約定を通じて利用者と会員との間に利益相反が生ずるおそれがある場合にはその旨及び利益相反を防止又は軽減を図るために講ずる措置の内容

(3) 注文受付及び約定処理に係る方針

- イ 注文若しくは約定に対する値幅又は数量制限のルールを有する場合にはその旨及びその内容
- ロ 取引価格の急変を防止するための措置を講じる場合にはその旨及び措置の内容
- ハ 注文受付及び約定処理の順序その他約定に関する基本的な事項
- ニ 約定に関し例外措置を講じる場合にはその旨及びその概要
- ホ 取引を一時中断し、再開する際の注文受付、約定処理及び取引価格

の決定に係る方法

- (4) 大規模なブロックチェーンの分岐現象への対応
  - イ 大規模な分岐の発生に係る情報の利用者への伝達方法
  - ロ 大規模な分岐の発生時の対応方針
    - a 業務の一時停止措置の有無
    - b 業務の一時停止措置を講ずる場合の判断基準
    - c 業務の一時停止措置を解除する場合の判断基準
    - d 業務の一時停止及び停止を解除する場合の利用者への連絡方法
    - e 業務の一時停止時及び再開時における利用者における注意事項
  - ハ 分岐に伴い新たな仮想通貨（以下「新仮想通貨」という。）が発生した場合の対応方針
    - a 利用者への新仮想通貨の付与に関する基本方針
    - b 利用者への新仮想通貨の付与における前提条件
    - c 現物取引以外の取引における権利調整に係る方針
    - d 新仮想通貨を付与しない場合の新仮想通貨の取扱方針
    - e 新仮想通貨を付与する場合の利用者への連絡方法又は付与しなかった場合の利用者への結果報告の方法
- (5) スリッページに関する事項
  - イ スリッページが発生する場合には、その旨及びスリッページの発生原因となる仕組みの概要
  - ロ スリッページの発生により利用者に不利となる事象が生じる場合にはその旨及びその内容
- (6) 手数料等に関する事項
  - イ 会員との取引により利用者が支払う手数料等の料率又は額及びその支払の方法
  - ロ 手数料等に相当する額の一部又は全部が取引価格に含まれている場合にあってはその旨及びその額が取引価格に占める割合
- (7) 会員の業務報告書・直近の財務書類・監査報告書の内容（又はこれらを公表している URL）

2 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するにあたって、利用者財産の安全管理に係る次の各号に掲げる事項について、あらかじめ利用者に説明しなければならない。

- (1) 利用者財産の安全管理に係る概要
- (2) 利用者財産の安全管理に係る業務に要する設備及び人員並びに当該業務の運営方法
- (3) 第三者をして利用者財産の安全管理に係る業務を行わせる場合には、その旨及び当該第三者の名称及び所在地並びに当該第三者による安全管理の概要
- (4) 利用者財産の安全管理のために特別な措置を講じている場合には、その旨及び当該措置の内容

(5) サイバー攻撃による資産喪失時の対処方針

- 3 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するにあたって、利用者が預託する資産の額を上回る損失を被ることを予防するための措置を講じている場合には、その旨及び当該措置の内容を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。
- 4 会員は、利用者との間で証拠金取引を開始するにあたって、ロスカット取引に関する次の各号に掲げる事項について、あらかじめ利用者に説明しなければならない。
  - (1)ロスカット取引が強制的に執行された場合にあって、利用者が預託する資産の額を上回る損失が発生することがある場合にはその旨
  - (2)価格の配信が停止し再開される場合において停止前と再開後の価格が異なるなどにより強制的にロスカット取引が発生する可能性があること及び当該ロスカット取引により発生する損失の額が利用者の預託した資産の額を上回るおそれがある場合にあってはその旨
- 5 会員は、利用者との間で証拠金取引を開始するにあたって、利用者の実預託額が維持証拠金額を下回ったときには利用者に対して追加証拠金を求める制度を設けている場合には、その旨及び当該制度の内容を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。
- 6 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するにあたって、利用者による注文を他の仮想通貨交換業者等に取り次ぐ場合には、次の各号に掲げる事項を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。
  - (1)取次先の名称及び所在地
  - (2)取次先が複数ある場合にはその旨及び取次先の選定方針
  - (3)会員と取次先の関係が利用者との取引に対して利益相反関係を生じさせる場合には、その旨及び当該取次先と会員との関係
- 7 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するにあたって、利用者を代理して取引を行う場合には、次の各号に掲げる事項を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。
  - (1) 注文する相手方の名称及び所在地
  - (2) 注文する相手方が複数ある場合にはその旨及び発注先の選定方針
  - (3) 会員と注文する相手方との関係が利用者との取引に対して利益相反を生じさせる場合にはその旨及び当該注文する相手方と会員との関係

(リスク等の説明)

- 第20条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するにあたって、次の各号に掲げる事項その他当該仮想通貨関連取引によって生じ得るリスクについて、あらかじめ利用者に説明しなければならない。
- (1) 仮想通貨は法定通貨ではないこと。
  - (2) 取引価格の変動により仮想通貨の価値が著しく減少する可能性があること。
  - (3) 仮想通貨の移転の仕組みの破たんその他の理由により無価値となる可

能性があること。

- (4) 需要又は供給の不足により売買が円滑に行えない場合があること。
- (5) 国・地域における法令その他の規制により、当該国・地域において利用又は保有が制限されることがあること。
- (6) 暗号技術を用いて移転を記録する仮想通貨の場合、暗号化されたデータを復号するための情報を喪失した場合には、他者に移転することができず、その価値が失われること、及び、当該情報を他者に知られた場合には、利用者の意思に関わらず移転されるおそれがあること。
- (7) 会員が倒産した場合には、利用者から預託された金銭及び仮想通貨が会員の倒産財団に組み込まれ、利用者財産の全部又は一部を利用者に対して返還できない可能性があること。
- (8) 会員が盗難その他の理由により利用者から預託された仮想通貨を紛失し、利用者への補てんを行わなければならない事態が生じた場合、会員の財政が破たんし、利用者に必要な補てんを行うことができない可能性があること。
- (9) 災害、公衆回線の通信障害、仮想通貨の価値移転記録の仕組みにおける記録処理の遅延その他会員の管理し得ない事情により生じた利用者の逸失利益について、会員はその責を負わないこと。
- (10) 価格変動により損失が生じるおそれがある場合にはその旨、及び、価格変動を生じさせる主な要因。

2 会員は、利用者との間で証拠金取引を開始するにあたって、次の各号に掲げる事項を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。

- (1) 当該取引に関し、その対象となる仮想通貨又は仮想通貨の指数等を含む基本的な仕組み
- (2) 当該取引が原則として中途解約できないものである場合にはその旨
- (3) 当該取引を中途解約する場合であって解約清算金が発生する場合には、その旨及び解約清算額（試算額）の内容並びに実際に当該取引を中途解約する場合における試算した解約清算金を超える可能性がある場合にはその旨
- (4) 投資額を上回る損失が生じるおそれがある場合にはその旨、及び、当該損失を生じさせる主な要因とその理由。

（苦情受付・紛争解決等に関する説明）

第 21 条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するにあたって、次の各号に掲げる事項の他、利用者の苦情の受付並びに利用者との取引により生じた紛争の解決に関する事項を利用者にあらかじめ説明しなければならない。

- (1) 苦情への対応及び紛争の解決に向けた会員の基本方針
- (2) 会員への連絡手段として、次に掲げる事項
  - イ 苦情を受け付ける担当部署の名称又は担当責任者の氏名
  - ロ 当該部署の所在地又は責任者の勤務地
  - ハ 苦情受付に用いる電話番号



ニ 電子メールその他の電磁的媒体によって受け付ける場合においては当該電磁的媒体へのアクセスの方法

ホ 苦情受付時間

(3) 会員が利用する ADR の名称及び連絡方法

(4) 協会における利用者の苦情受付の方法

2 会員は、自らの責に帰すべき事由により利用者に与えた損害について、会員が一切その責任を負わないかのような誤認を生じさせる説明を行ってはならない。

(禁止事項の説明)

第 22 条 会員は、利用者との間で仮想通貨関連取引を開始するにあたって、次の各号に掲げる行為を行ってはならない旨を、あらかじめ利用者に説明しなければならない。

(1) 仮想通貨関連取引のため又は仮想通貨（仮想通貨の指数を含む。以下、本条において同じ。）の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為

イ 行為者が直接経験又は認識していない合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布すること。

ロ 他人を錯誤に陥れるような手段を用いて詐欺的な行為を行うこと。徒に他人の射幸心をあおるような言動を行うこと。

ハ 暴行又は脅迫を用いること。

(2) 仮想通貨の価格に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として、次に掲げる取引

イ 仮想通貨関連取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない仮装の取引

ロ 仮想通貨関連取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる第三者との通謀取引

ハ 他人を仮想通貨関連取引に誘引する目的で、当該仮想通貨関連取引が繁盛していると誤解させる目的をもって行われる仮想通貨関連取引に係る現実の取引

ニ 他人を仮想通貨関連取引に誘引する目的で、仮想通貨の価格が自己又は他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、又は重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引

ホ 仮想通貨の価格を釘付けし、固定し、又は安定させる目的をもって行う一連の仮想通貨関連取引に係る取引

(3) 架空の名義又は他人の名義など本人名義以外の名義で行う取引

(4) 内部者取引（不適正取引の防止のための取引審査態勢の整備に関する規則第 5 条第 2 項第 4 号に定めるものをいう。）

(5) その他不適正な取引として会員が定める取引

(6) 会員が利用者情報として取得する情報に関し、虚偽又は故意に誤った情報を申告すること。

(責任者の設置)

第 23 条 会員は、本規則に定める内容を遵守するため、その責任者を定め、利用者との取引管理及び利用者への説明に関する業務を適正かつ確実にを行うための体制を整備しなければならない。

(交付書面等の確認)

第 24 条 前条に規定する責任者は、以下に定める各業務を担当する者を選定の上、その業務の実施状況を定期的に検証し、モニタリングしなければならない。

- (1) 本規則により利用者に交付する書面(第 18 条に基づいて電磁的方法により提供する場合には、当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成する業務
- (2) 本規則により利用者に交付する書面の内容の適切性などを確認する業務
- (3) 本規則により利用者に交付する書面を利用者に提供する業務

(交付書面等の訂正)

第 25 条 会員は、本規則により利用者に交付する書面又は提供する情報に誤りがあった場合には、速やかにこれを訂正し、利用者に伝達しなければならない。

- 2 会員は、本規則により利用者に交付する書面又は提供する情報に誤りを発見した場合には、当該利用者との仮想通貨関連取引に与えた影響を検証しなければならない。
- 3 会員は、前項の検証の結果、誤った情報の提供等が利用者との仮想通貨関連取引に影響を与えたものと判断した場合には、不祥事件として、当該事象を協会に対して届け出なければならない。

(交付書面の管理)

第 26 条 会員は、本規則により利用者に交付する書面について、管理簿を設け、管理番号を付し、その使用を開始した日から終了した日より 5 年を経過するまでの期間、これを保管しなければならない。ただし、法令その他の規則により本条に規定する期間を超えて保管することが必要な場合には、法令その他の規則の保管期間に従い、これを保管するものとする。

- 2 前項における保管の方法については、電磁的記録として保管することができるものとする。

(利用者の質問等への対応)

第 27 条 会員は、本規則により利用者に交付する書面の内容又は提供する情報の内容に関し、利用者から説明を求められた場合には、これに誠実かつ迅速に応えなければならない。

附則

この規則は、2018 年 10 月 24 日から施行する。

## 利用者の管理及び説明に関する規則ガイドライン

(2018年7月30日 制定)

(2018年10月23日 一部改正)

### 第1条関係

本規則において「会員」とは定款第8条第1項第1号に規定する第一種会員を指します。本規則は、仮想通貨関連取引のうち、特に利用者の管理や利用者への説明の徹底を必要とする仮想通貨の売買、交換、仮想通貨又は仮想通貨指数を利用した派生取引などを前提に構成されていますが、利用者の管理及び説明については、これら取引に限定されるものではなく、会員が利用者に提供する取引やサービス全般について、当該取引によって利用者に生じ得るリスクの内容に応じ、本規則の定めに従って適切に業務にあたる必要があります。

また、例えば説明を要する利用者は単に個人利用者に限られるものではない一方、他の交換業者や機関投資家その他プロ投資家などを相手方とするときには、それら相手方の仮想通貨関連取引への理解度やリスク許容度、取引目的などを総合的に勘案して、説明の程度や内容を調整することは、本規則に抵触するものではありません。

### 第2条第1項、第2項関係

取引開始基準は、例えば下表のように取引の種類ごとに、適合条件を設け、基準化します。

|      | 現物取引 | 証拠金取引 | 先物取引 |
|------|------|-------|------|
| 年齢   |      |       |      |
| 経験   |      |       |      |
| 資産   |      |       |      |
| 所得   |      |       |      |
| 利用目的 |      |       |      |

あるいは、仮想通貨でもそれぞれリスク度が異なることから、リスククラスを中心に基準を設けることも有効です。

|      | リスク度1 | リスク度2 | リスク度3 |
|------|-------|-------|-------|
| 年齢   |       |       |       |
| 経験   |       |       |       |
| 資産   |       |       |       |
| 所得   |       |       |       |
| 利用目的 |       |       |       |

+

|       | A 仮想通貨 | B 仮想通貨 | C 仮想通貨 |
|-------|--------|--------|--------|
| 現物取引  | リスク度1  | リスク度○  | リスク度○  |
| 証拠金取引 | リスク度2  | リスク度○  | リスク度○  |

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 先物取引 | リスク度3 | リスク度○ | リスク度○ |
|------|-------|-------|-------|

利用者から取引の申し込みがあった場合には、利用者カードに記録する情報と申込のあった取引により、上記の基準に照らして適合しているか判定して、取引の可否を決定します。

なお、基準に適合しないものの、取引することが適当であると判断する利用者については、そうした利用者との取引を開始するための手続きを規定し、これを行うことができます。ただし、この場合には、第 23 条に規定する責任者が利用者と面談し、決裁するなど慎重に対応するほか、特別な取扱いをする理由、取引を認めることとする判断が合理的であることの説明を記録・保管し、かつ、実際の取引において懸念する事態が生じていないことの事後確認を行う必要があります。

#### 第 2 条第 3 項関係

未成年の基準は、原則として法定成人年齢未満の者とするものとします。ただし、未成年者であっても、例えば自ら生計を維持する額を上回る所得を有している場合やデリバティブ取引の仕組みや実際の投資判断について成人と同等以上の能力を有していると認められる場合など特段の事情が認められる場合には、会員の判断と手続きによって取引を行うこととするのを妨げるものではありません。

なお、未成年者との間で証拠金取引を行う場合には、第 23 条に規定する責任者が利用者と面談し、決裁するなど慎重に対応するほか、例外的な取扱いをする理由、取引を認めることとする判断が合理的であることの説明を記録・保管し、かつ、実際の取引において懸念する事態が生じていないことの事後確認を行う必要があります。

今後、法定成人年齢が引き下げられた場合には、その後の社会情勢や対象者の実際の理解力、金融リテラシーなどに照らし、引き続き未成年者に準じて取り扱うなど、慎重な対応が求められます。

#### 第 2 条第 6 項関係

時の経過により利用者の年齢が取引開始基準を超えた場合には、当該利用者の取引状況に異常がないか観察し、異常が認められた場合には、利用者あるいは同居の親族などに状況の説明と取引を継続する意向を確認することは、利用者保護に適った適切な対応と考えます。少なくとも、基準年齢を超える利用者に対して、定期的に連絡を取り、その対応状況から利用者の状態を判定し、本人の意思確認を得て取引を継続するなどの措置が必要です。

##### 【参考】

既存の高齢利用者への確認については、取引状況に異常がない限り、例えば、年に 1 回、若干の質問と取引の継続意思の確認項目を設けて手紙や電子メールを送り、その返信をもって状態確認と継続意思確認とすることができます。

##### 【参考】

社会の高齢化が進行中であり、取引の理解力や判断能力については個体差が著しいことから、協会規則では、高齢者とみなす基準を特に設けていませんが、例えば、健

康保険における後期高齢者の基準となる 75 歳を援用することも適当であると考えられます。

### 第 3 条関係

取引限度額等の管理は、所定の期間内の累計取引金額を基準とする方法や利用者の仮想通貨保有額（証拠金取引の保有額を含みます。以下同じ。）を基準とする方法、さらには所定の期間内の累計損失額をもって代替する方法などが考えられます。証拠金取引など利用者が会員に預託する証拠金額を上回る損失を生ずるおそれのある取引については、利用者の仮想通貨保有額と累計損失額の 2 方面から限度額基準を定め管理することが最適な方法の 1 つと考えます。

取引限度額等は、利用者に個別に設定することも、一律に設定することも可能です。ただし、一律に設定する場合には、損失許容量が最も小さい利用者に対しても十分安全な水準に設定しなければなりません。

取引限度額等に達した利用者については、状態が回復するまでの期間、新たな取引を行わず、仮想通貨保有額の整理のための取引のみを行うこととするなど、実効性を伴った取引限度額の管理を行う必要があります。

### 第 4 条関係

利用者との間で継続的に又は反復して行う取引については、前もって所定の金銭又は仮想通貨を徴求するものとします（証拠金等の決済資金の一部を担保金として利用者に預託を求める場合を含みます）。リアル店舗で一見の利用者を相手に売買又は交換を行う場合には、通常は、取引の成立と同時に決済することとなるため、本条に定める事前預託のルールは適用されませんが、会員が先に現金あるいは仮想通貨を利用者に渡した後に、利用者から現金あるいは仮想通貨を受け取るような場合には、受け取りの遅延等により生ずるリスクを適切に管理する必要があります。また、大口利用者や大量の仮想通貨を保有する利用者などと個別に契約し、取引を行う場合であって、本条に定める事前預託のルールが適用されない場合にも、未済によるリスク管理を適切に行わなければなりません。

### 第 6 条 1 項関係

継続的に又は反復して行われる取引以外の取引とは、例えばリアル店舗において一見の利用者を相手に交換又は売買や、大口保有者と個別に契約して行われる取引などがあります。これらの取引は口座を設けて管理することに馴染まぬ側面があることから、本項及び次項の適用を外していますが、犯罪収益移転防止法の観点からの利用者管理は必要であることに留意する必要があります。

### 第 6 条 第 2 項関係

現物取引と証拠金取引を別の口座管理体系として管理する場合には、同一利用者の情報を効率的に検索し加工することができるように、双方の口座を、紐づける措置を講ずる必要があります。措置の仕方はシステムに抛らなくとも構いませんが、売買審査や利

ユーザーに提供する年間報告などへの対応も考慮する必要があります。

なお、他の会員から利用者口座の管理を受託する会員は、自社の利用者口座とは区分して管理する必要がありますので、自社の利用者である者と同じ人物が委託側の利用者であった場合であっても、双方の口座を紐付けて管理する必要はありません。(利用者情報保護の観点からは、紐付けないことがむしろ適当とも考えられます。)

#### 第7条第1項関係

取得した利用者情報の記録・保管方法は、書面である必要はなく、電磁的記録として保管しても支障はありません。

#### 第7条第1項第2号チ関連

会員は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」に基づいて利用者スクリーニングを行う必要があるところ(第10条)、利用者が法人などの自然人以外の場合には、当該法人等の実質的支配者のスクリーニングが可能な程度の情報の取得・保管が必要であることから、例えば、実質的支配者に係る本人特定事項を取得・保管することが考えられます。

#### 第7条第2項関係

会員は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」に基づいて利用者スクリーニングを行う必要があります(第10条)、また、同規則第15条3項に定める取引について取引時確認を行う必要があることを踏まえ、利用者口座を設けない取引に関しても、上記スクリーニングや取引金額・頻度へのコントロールのほか、同規則第15条第3項に定める取引への該当性の検知が可能な程度の情報を利用者情報として取得し、これを保管する必要があります。

#### 第7条第3項関係

利用者情報は最新の情報をもって管理する必要があります。このため、利用者の更新の申出をいつでも受け付けられる環境を整えることが好ましいものと考えます。なお、少なくとも年1回、利用者に情報の更新を依頼し、情報の最新化に努める必要があります。

#### 第10条関係

説明書は契約締結前交付書面とともに利用者取引への理解を得る基本的なツールに位置づけられます。説明書については、契約締結前交付書面のように再交付を規定していませんが、契約書の内容を変更し、説明書と齟齬を来す場合には、説明書も変更して利用者に交付する必要があります。

#### 第11条関係

本条は、郵送による文書交付を想定しており、翌営業日までに文書を発送する必要があります。一方、電磁的方法による交付又は情報提供の場合には、郵送に伴う事務が生

じないことから、受領を確認ししだい、速やかに利用者に情報提供されることが好ましいものと考えます。

なお、仮想通貨は、ブロックチェーン上に記録されたことをもって受領確認としますが、ブロックチェーンの記録処理が円滑に行われていない状況が発生することを鑑みるに、ブロックチェーンへの記録申請が確認できた時点で利用者に経過報告を行うことにより、利用者の不安が和らぐ効果もあることから、そうした措置を施すことは、利用者保護に適った好ましい方法であると考えます。

また、フォークの発生などに伴いブロックチェーン上の移転記録化を改めて行う必要が生じた場合などにおいては、受領確認が相当程度、遅延することもあり得ます。このような場合には、確認未了の状態にあること及びその理由、現在の進捗状況などの情報を適宜利用者に提供することは、利用者の安心感を高める効果が期待できる優れた方法であると考えます。

カード決済を利用した取引においては、カード会社から利用承認を確認した時点をもって受領確認とするものとします。この場合、利用者がカード会社との決済を失念しないように、決済予定日を記載し通知することは好ましい方法の1つと考えられます。

## 第12条関係

送付する第三者が通知対象となっているのは、送付指定した相手先に会員が適切に送付したかを利用者が確認することができるようにするためであり、具体的には利用者が指定した送付先のアドレス等の情報を通知することを想定しています。

## 第13条第1項関係

本条の通知とは、約定の都度、速やかに利用者に伝達する情報であり、第16条に規定する取引報告書とは異なるものです。ただし、約定の都度、取引報告書を利用者に交付している場合には、本条の通知を行っているものとみなすことができます。

## 第13条第2項関係

取引の種別について、取引契約等により、利用者が行う現物取引、証拠金取引、先物取引などの別に応じて、それぞれ取引種別が一に定まっている場合であって、その旨が取引契約等において明示されている場合には、約定の通知の取引種別を省略することができます。

## 第17条関係

国内に居住する個人の利用者に対しては、1月1日から12月31日までを1年間とする年間報告書を交付します。法人の利用者については、利用者が指定する期間をもって年間とし、報告書を交付するものとします。

## 第19条第1項関係

本条第1項各号に掲げる事項のうち、該当しない項目については、記載する必要はありません。

#### 第 19 条第 1 項第 2 号ロ b、ハ d 関係

マーケットメイク方式取引の場合、マーケットメイカーの提示する価格の信頼性が、利用者が市場を選択するときの重要な判断材料となります。店頭取引においては、仮想通貨交換業者がポジションリスクを適切に管理するに足るカバー取引先を有していること、及びカバー取引先が適正なカバーレートをもって仮想通貨交換業者とのカバー取引を行っているのかが、利用者の取引業者選択において、重要な情報となりうるため、これら事項の説明を求めるものです。

#### 第 19 条第 1 項第 2 号ニ関係

利用者の注文に対し、会員が自己ポジションをもって対当する場合には、会員と利用者との間で利害が対立するため、一種の利益相反関係にあることとなります。店頭取引は、会員が利用者と相対する形で取引を行う仕組みですが、そのような取引方法をとる場合であっても、例えば取引価格が実勢レートと著しく離れることのない仕組みや価格のチェック体制を講じることによって取引の適切性を担保することができます。これに対して、利益相反関係を適正化する仕組みを全く持たない店頭取引の場合、利用者が一方的に情報劣位に置かれることとなり、当該市場に対する利用者の信頼を維持することは困難と考えられます。市場の健全な発展には、利用者との間の利益相反関係を適切に管理するための仕組みが必要であり、本項目においては、その仕組みについて説明することが求められています。

なお、本号イ及びロについても、マーケットメイク方式取引において、会員自身がマーケットメイカーとなる場合、あるいは競争売買取引において会員が自己勘定を用いて取引に参加する場合には、利用者との間に利益相反関係が生じますので、店頭取引と同様の着眼点から、利益相反関係を適切に管理する仕組みを設け、その仕組みについて説明することは、健全な市場育成にとって極めて重要と考えられます。

#### 第 19 条第 2 項第 5 号関係

サイバー攻撃による資産喪失時の対処方針には、情報の安全管理に関する規則第 30 条第 4 項に従い、利用者に対する損害賠償に係る方針（会員の責めに帰すべき事由により利用者から預託を受けた仮想通貨が漏えいした場合には損害賠償を行う旨及び損害賠償の方法並びに賠償時期に関する方針）を含める必要があります。

#### 第 19 条第 6 項関係

本項における取次先については、登録仮想通貨交換業者以外の業者（例えば、外国において仮想通貨交換業を営む者等）もありうることから、仮想通貨交換業者等としています。

#### 第 22 条第 1 項 1 号関係

「仮想通貨関連取引のため」とは、イ又はロの行為がなかった場合と比べて、取引などを自己又は第三者が有利に行うため、又は他人の取引などを不利に行わせることを動



機とすることを指します。

#### 附則

このガイドラインは、2018年10月24日から施行します。